

平成25年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[民法]

Aは、自己所有の建設用機械（以下、「本件機械」という。）を建設業者である**B**に対して賃貸し（以下、「本件賃貸借契約」という。）、これを引き渡した。**B**が利用を開始してから1年ほど経過したところで本件機械が故障したため（なお、故障の原因は本件賃貸借契約の締結時に存在していなかったものとする。）、**B**は本件機械の修理を建設機械メーカーである**C**に請け負わせた（以下、「本件請負契約」という。）。**C**は、本件機械の修理を完了したが、**B**から修理代金の支払いがされていないため、本件機械の占有を継続している。

この事実を前提として、以下の(1)及び(2)について解答しなさい。なお、解答に際しては、民法以外の特別法には言及しなくてよいものとする。

- (1) **B**が事業不振により無資力状態となったため、**A**は賃料不払いを理由として本件賃貸借契約を解除した上で、**C**に対して本件機械の返還を求めた。**C**は本件請負契約上の修理代金債権を回収したいと考えているが、**A**に対してどのような主張をすることができるか。考えられる論拠を全て挙げた上で、その可否について論じなさい。なお、本件賃貸借契約においては、本件機械の維持管理は**B**の負担において行う旨の特約があり、その分賃料が低額に設定されていたものとする。
- (2) **C**は本件機械を自己所有と称して**D**に売却して引き渡し、**D**はさらにこれを**E**に転売して引き渡した場合、**A**は**E**に対して本件機械の返還を求めることができるか。なお、**D**は本件機械が**C**の所有に属するものと信じて買い受けていたが、**E**は、**C**が他人から修理を請け負って本件機械を占有していたにすぎないことを知っていたものとする。

【100点】